

社会保障カード（仮称）の基本的な計画に関する報告書のポイント（案）

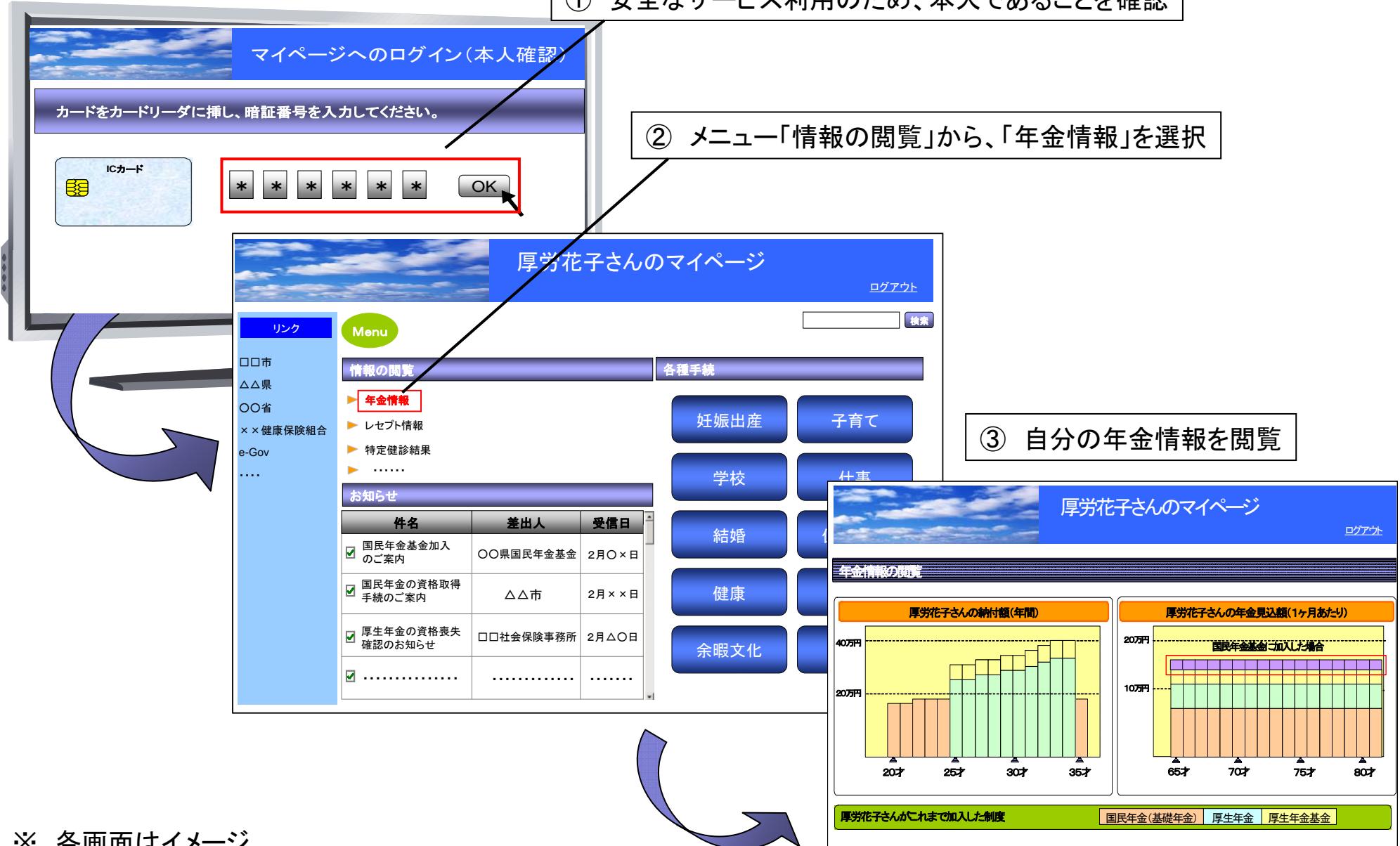
資料 2

- ◆ 政府が目指すべき将来像として、①複数の機関にまたがる自分の情報等の入手や必要な手続の実施を、1カ所で完結できる便利なサービス（ワンストップサービス）の実現、②その基盤として、プライバシー侵害等への不安を極力解消しつつ、関係機関の情報連携（バックオフィス連携）を行う仕組みの構築が重要。
- ◆ 社会保障カード（仮称）の検討においては、このような将来像を見据え、年金記録等の確認を可能としつつ、健康保険証等の役割を果たす仕組みを検討。
- ◆ 今後、実証実験を行い、仮定した仕組みについて検証しつつ、電子行政等の取組み、各分野における環境整備や課題への対応と連携し、社会的な合意を前提として、可能なサービスから順次実施。



- 自分の情報の入手や必要な手續等のワンストップ化
⇒ 年金記録等の入手・確認
- 必要なお知らせ等の情報を提供
⇒ 手続漏れによる未加入・二重加入の防止
- 各機関の業務効率化、コスト削減
⇒ 各種通知等のコストを削減、医療費請求の過誤調整事務の削減による保険者等の事務負担軽減
- 分野を横断した状況の把握とそれに応じたきめ細やかな施策
⇒ 制度や保険者をまたがった場合でも自己負担額の調整を行うなどの施策の可能性
- 行政サービスの透明化や個人情報等へのアクセスの監視

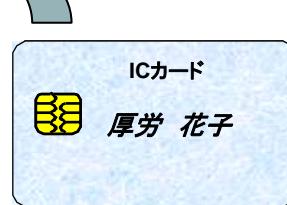
1. 情報閲覧サービス利用のイメージについて



2. 仕組みのイメージについて（仮定）

- プライバシー侵害、情報の一元的管理に対する不安を極力解消しつつ、将来的な用途拡大に対応できる仕組みを目指す。
- 保険資格情報や閲覧情報は保険者のみが保有。中継データベース（仮称）は、被保険者記号番号といった必要最小限の情報を持つ（情報の集約を避け、情報連携を適切に制御できる仕組み）。
- 社会保障カード（仮称）のためだけの新たな投資を極力避けることが必要。特に、中継データベース（仮称）については、次世代電子行政サービス構想における「行政情報の共同利用支援センター（仮称）」等と重複した投資を避け、共通の基盤として構築することを目指すべき。

① 個人を識別した上で、
本人確認をし、交付



② アクセス、情報を要求
(暗証番号の入力等)

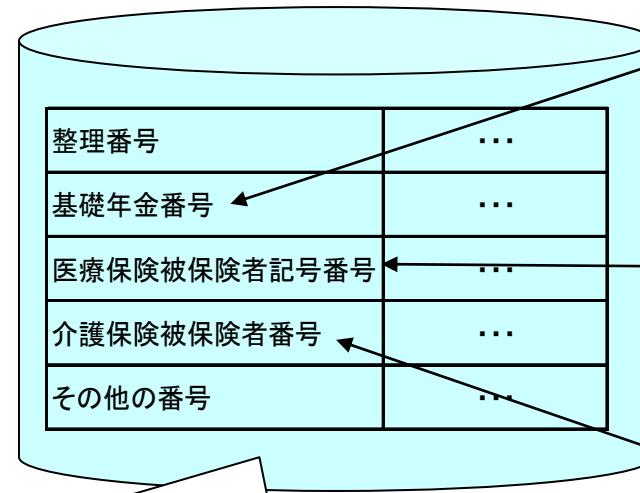
③ 認証(※)

※ 公開鍵暗号の技術を活用する方式（ICチップに収録された極度に解析が困難とされる暗号アルゴリズムである秘密鍵、公開鍵による演算の結果が合致することをもって本人を認証する方式）を検討。この方式は、ICチップに収録した共通番号等を認証に直接用いる方式と比較し、安全性において優位。

○ 他の市町村へ住所を移した場合の継続使用を可能とする等の住基カードの見直しの動き、オンライン認証の実現を含めた公的個人認証サービスの普及拡大に関する検討等と連携し、既存のインフラの活用を検討。

中継データベース（仮称）

④ 中継DBは、保険者へ情報を要求。
保険者は、中継DBを通じて、利用者へ情報を提供



保険者のデータベース

年金

- ・ 基礎年金番号
(0987-654321)
- ・ 厚労 花子
- ・ 保険資格情報
- ・ 閲覧情報

医療

- ・ 被保険者記号番号
(港いろは1234)
- ・ 厚労 花子
- ・ 保険資格情報
- ・ 閲覧情報

介護

- ・ 被保険者番号
(1234-56789)
- ・ 厚労 花子
- ・ 保険資格情報
- ・ 閲覧情報

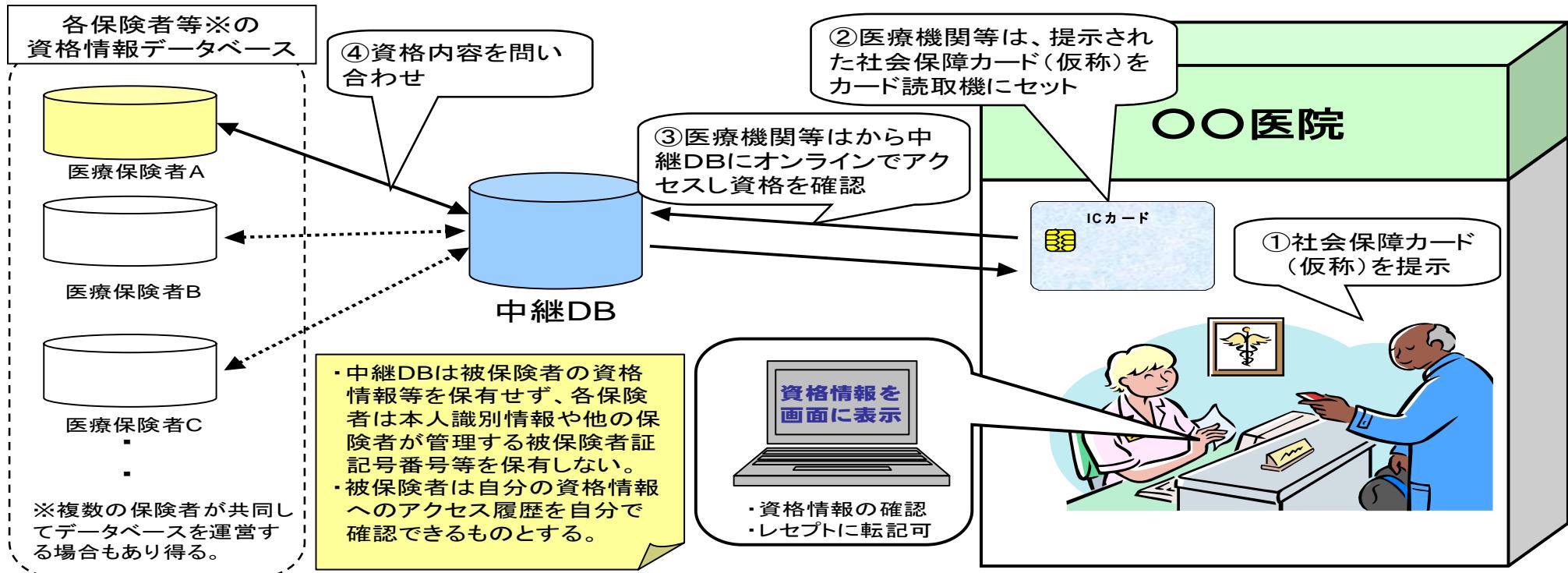
etc

情報へのアクセス記録を保存し、利用者が確認できる仕組みとすることなどにより、不正アクセスによる盗み見等の不正を抑止し、情報連携を制御。

3. 医療等の現場での活用について（仮定）

○ ICカードの機能を使用した医療等の現場での活用

【オンラインによる医療保険資格確認のイメージ】



○ ICカードの機能が使用できない場合の対応

- ①停電、ネットワークトラブル、カードの破損等、②訪問看護、往診等の場合でICカードを使ったオンライン資格確認が困難な状況でも現行の被保険者証と同等の運用が継続できることが重要であり、何らかの「可視的な番号」が必要。
➡ 被保険者証記号番号等を問い合わせせるための、保険者の異動があっても変更されない医療・介護分野でのみ用いるための番号(保健医療番号(仮称))を含めて検討。

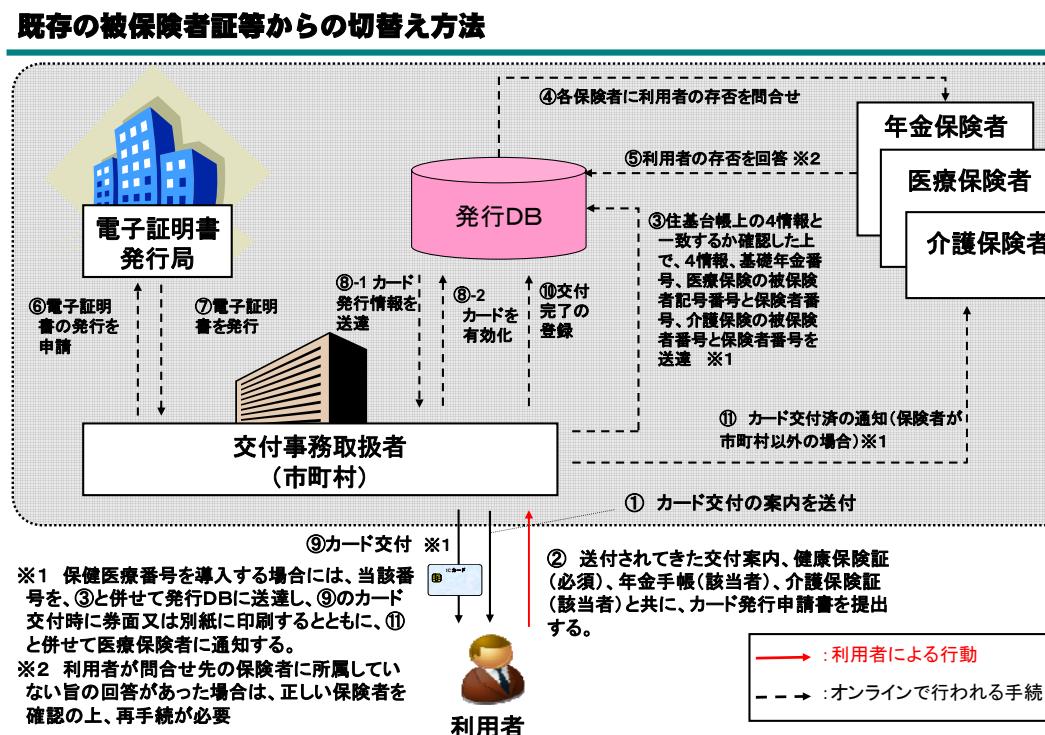
※ 保健医療番号(仮称)は、意図しないところで番号を使った名寄せが行われるなどの懸念が存在する一方、保健医療サービスに関わる将来的な情報化の基盤としての意義が大きく、保険者や医療機関等の利便性を高めることを踏まえ、その利用範囲、保護措置について十分な検討が必要

- 移行期においては、社会保障カード（仮称）と現行の被保険者証等との併用を可能にすることが必要。

4. カード発行の場合の発行・交付方法について（イメージ）

① 既存の被保険者証等からの切替え方法について

- 勤務先で手続を行う場合、市町村に登録されている氏名と保険者に登録されている氏名の文字コードが異なるなどの理由により、両者の間で氏名等を用いて本人同定を行うことが困難であること
- 保険者にとっては、カードの発行申請等の事務が発生し、事務上の効率性が損なわれるおそれがあることから、国民にとってもっとも身近な行政主体である市町村を交付主体と仮定し、被用者保険の被保険者についても、市町村で手続を行うこととする。



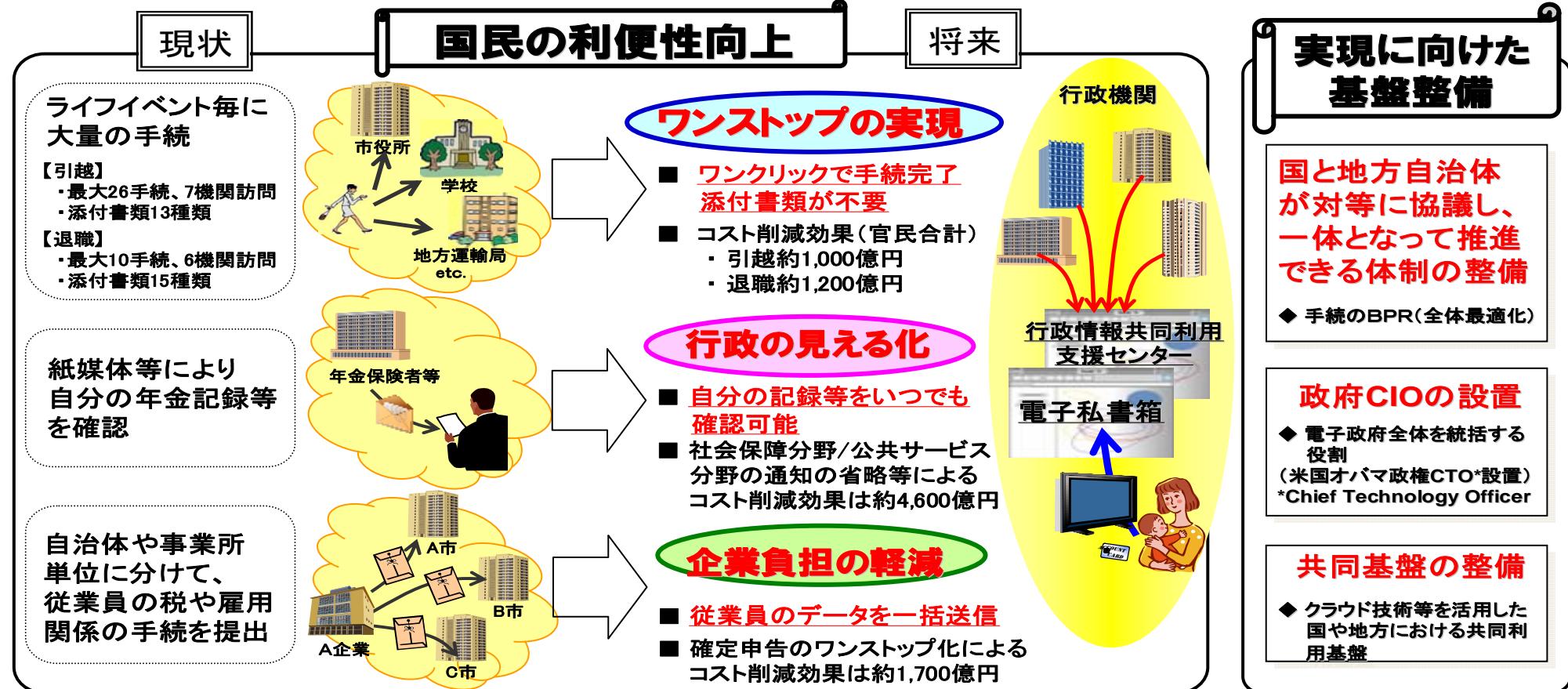
② 出生時のカード発行・交付方法について

出生時に健康保険証として発行。被用者健保の被扶養者届は、出生届やカード発行申請書と同時に提出できた方が便利であるため、市町村経由で提出可能とする（被扶養者認定は保険者が行う）。

国民本位の新しい電子政府・自治体の推進（国民電子私書箱構想）

国民電子私書箱とは

希望すれば、国民（及び企業）の一人ひとりに対し、電子空間上でも安心して年金記録等の個人の情報を入手し、管理できる専用の口座（**国民電子私書箱**）を提供し、幅広い分野で便利なワンストップの行政サービスが受けられる、世界で最も先進的な「あなただけの電子政府」を実現



【「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～(抄)」平成21年4月9日 IT戦略本部決定】

- 国民電子私書箱（仮称）は、希望する個人又は企業に提供される高度なセキュリティ機能を持った電子空間上のアカウントであり、従来の「電子私書箱（仮称）構想」と「社会保障カード（仮称）構想」を発展させ、社会保障分野のみならず、広い分野でのワンストップの行政サービスを提供するためのもの。
- 希望する個人・企業に高度な行政サービスを提供する「国民電子私書箱（仮称）」を、社会保障カード（仮称）の実証実験の成果も活用しつつ整備し、ワンストップサービスとプッシュ型サービス（行政の側から進んで住民にとって必要な情報をお届けするサービス）を実現する。